

「兵庫県伝統文化研修館活用推進事業」 企画提案コンペ実施要領

1 趣 旨

兵庫県では、日本の伝統文化の継承・普及・発展をめざす兵庫県伝統文化研修館（姫路市双葉町122番地。以下「研修館」という。）を設置しており、青少年及び一般を対象とする「魅力的で多彩な事業」を実施するとともに、「中播磨や日本の伝統文化の魅力」を広く発信することとしている。そのため、これらの「兵庫県伝統文化研修館活用推進事業」を受託する者を企画提案コンペにより決定することとし、応募に関して必要な事項を以下のとおり定める。

【兵庫県伝統文化研修館のコンセプト】

- ①青少年の文化力アップ ②国際交流と異文化理解 ③文化発信と人材育成

2 事業概要

- (1) 事業内容 「兵庫県伝統文化研修館活用推進事業」の企画・提案及び実施
(2) 実施主体 伝統文化研修館活用推進協議会（以下「協議会」という。）
(3) 委託金額 2,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※委託金額は、令和5年度県予算の状況により変更の可能性がある。
変更する場合は別途、事業委託者（伝統文化研修館活用推進協議会。以下「甲」という。）と事業受託者（以下「乙」という。）で協議を行うものとする
(4) 事業期間 契約締結日（令和5年4月）から令和6年3月まで（ただし、甲乙協議の上、最大2回・2年間（令和7年度末まで）延長を行うことがある。）
(5) 事業内容 **別添仕様書**のとおり

3 応募資格

- (1) 企画提案コンペに応募できる者は、兵庫県内に主たる事業所等を有する民間企業、NPO法人、その他の団体（以下「団体」という。）であり、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。
① 伝統文化を通じた青少年の育成、伝統文化の継承・普及等の実績があること。
② 事業の実施にあたり、当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
③ 協議会との打合せや問合せ等に適切に対応できること。
(2) 次のいずれかに該当する団体は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
② 応募の日において、兵庫県又は姫路市の入札参加資格制限基準（指名停止、資格停止）に該当する者
③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中、又は更生手続中である者
④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中、又は再生手続中である者
⑤ 県税、姫路市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

4 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

公募型企画提案コンペ実施公告	令和4年12月12日（月）
質問受付期限	令和4年12月23日（金）17時まで
提案書類提出期限	令和5年1月6日（金）17時まで
プレゼンテーション審査	令和5年1月中下旬（又は2月上旬）

5 提出書類について

(1) 受付期間

令和4年12月12日（月）～令和5年1月6日（金）17時まで

* 土日、祝日を除く平日の9時から17時まで（12時から13時までを除く）

* ただし、令和4年12月29日（木）～令和5年1月3日（火）を除く。

(2) 提出先

伝統文化研修館活用推進協議会（事務局）

（兵庫県中播磨県民センター県民交流室県民課内）（以下「事務局」という。）

(3) 提出方法

事務局に原則として持参すること。

(4) 提出書類

① 企画提案応募申請書（様式1）

② 資格調書（様式2）

③ 提案書（様式3）

④ 業務実施体制（様式4）

⑤ 誓約書（様式5、6）

⑥ 見積書及び経費内訳（様式7）

⑦ その他添付書類

ア 定款（法人の場合）または規約（任意団体の場合）

イ 県税及び姫路市税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3か月以内のもの）

（県税及び姫路市税）

兵庫県内県税事務所（納税証明書（3））、姫路市主税課（納税証明書）

（消費税又は地方消費税）

税務署（納税証明書その3の2、若しくは、その3の3）

※兵庫県または姫路市の入札参加資格名簿に登録がある場合は提出不要

(5) 注意事項

① 提出書類の作成及び提出等、企画提案コンペにかかる一切の費用は、応募者負担とする。

② 提出された書類は審査のためのみに使用し、理由の如何を問わず返却しない。

6 契約相手方（受託事業者）の選定

(1) 選定方法

- ① 提出書類をもとに、必要に応じて事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、後日有識者等による企画提案コンペ審査会（以下「審査会」という。）において内容を審査する。
- ② 審査は、提出された企画提案書等により審査し、以下の審査基準により審査会委員全員が個別に採点し、その合計点の最も高い企画を採用する。同順位の企画が2つ以上ある場合は、委員長が指示する企画を採用する。

【審査基準】

- ・ **企画力**（伝統文化の魅力を伝えるとともに、青少年や一般県民にとってふさわしい内容か）
- ・ **業務遂行能力**（伝統文化、青少年の育成等に関する知識・ノウハウ・事業実績は十分にあるか）
- ・ **招聘力**（国内を代表する出演者・講師等を招聘する内容か、伝統文化の魅力を伝える出演者・講師等になっているか）

(2) 審査日程

企画提案コンペ審査会におけるプレゼンテーションは、令和5年1月中下旬又は2月上旬に兵庫県伝統文化研修館（姫路市双葉町 122 番地）において実施予定であり、時間等詳細については、後日、応募者へ連絡する。

(3) 決定方法

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に決定する。

(4) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、審査会終了後7日以内に、事務局から応募者に対して文書により通知する。

(5) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「3 応募資格」に該当しない場合
- ② 要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(6) その他

- ① 必要に応じて、応募者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。

7 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合がある。

8 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務、事業の進行管理は、事務局で行う。
- (2) 協議会は、選定された事業を提案した団体と提案事業の実施方法等について協議・調

整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

9 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、協議会は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、協議会は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、協議会が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

ただし、本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払を請求することができる。

11 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 受託者は、本事業が協議会との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の「会計関係帳簿類」を整備するとともに、団体が実施している「既存事業の経理」と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 団体は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、県監査委員等の検査対象となる場合があるため、団体は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (6) 委託事業により収入が発生した場合は、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額について返還するものとする。
- (7) 受託者は、委託事務の処理を第三者に委託し、または、請け負わせてはならない。ただし、協議会の承諾を得た場合は除く。

12 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

- (1) 受付期間
令和4年12月12日（月）～ 12月23日（金）17時まで
- (2) 質問方法
「(様式) 質問票」を作成し、電子メール又はFAXにより提出。なお、電子メール又はFAXを送付したときは、電話などにより到着を確認すること。
- (3) 提出先
伝統文化研修館活用推進協議会（事務局）
(兵庫県中播磨県民センター県民交流室県民課内) 担当：山口・中村
〒670-0947 姫路市北条1-98
TEL：079-281-9758 FAX：079-281-3015
Mail：Akihiko_Yamaguchi01@pref.hyogo.lg.jp

(4) 回答方法

原則、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、応募者全員に通知を行う。

(5) その他

- ① 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
- ② 電子メールのタイトルに「【質問】兵庫県伝統文化研修館活用推進事業企画提案」と明記すること。

13 問い合わせ先、書類提出先

伝統文化研修館活用推進協議会（事務局）

（兵庫県中播磨県民センター県民交流室県民課内） 担当：山口・中村

〒670-0947 姫路市北条1-98

TEL：079-281-9758 FAX：079-281-3015

Mail：Akihiko_Yamaguchi01@pref.hyogo.lg.jp